

事 務 連 絡
平成25年8月7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(台湾産切り身のセラピア(イズミダイ)の一酸化炭素)

標記については、平成25年4月4日付け食安輸発0404第1号により、登録検査機関の受託体制が整うまでの間の取り扱いについて通知したところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、切り身のセラピア(イズミダイ)については、一酸化炭素に係る検査命令を実施するようお願いします。

(参考)

平成25年8月1日現在の検査命令受託可能検査機関

一般財団法人 日本冷凍食品検査協会

一般財団法人 食品環境検査協会